

## 質疑・一般質問における発言時間の見直しについて(案)

1 見直し内容 答弁を含め1人60分以内（所属議員4人以上の会派）  
としている発言時間を2人に分割できるものとし、この  
場合の発言時間は、1人30分以内とする。

2 発言順序 分割した場合の発言は、2人が連続して行うものとし、  
抽せんは2人を1人とみなして行うこととする。  
なお、2人の発言順序は、当該会派で定める。

3 実施時期 平成26年9月定例会より実施する。

### 参考

30分の発言時間を取り入れた場合の発言順位(シミュレーション)

	会派 A		会派 B		会派 C		会派 D	
	会派内順序	発言時間	会派内順序	発言時間	会派内順序	発言時間	会派内順序	発言時間
1巡目	1	60分	1	60分	1	30分	1	60分
					2	30分		
2巡目	2	60分	2	60分	3	60分	2	30分
							3	30分
3巡目	3	30分	3	60分	4	30分	4	60分
	4	30分			5	30分		